

教職員研修計画について

教職員の研修については、地方公務員法第39条に定めるほか、特に教育公務員については、教育基本法第9条並びに教育公務員特例法第21条に絶えず研究と修養に努めることが定められ、同法第23条及び第24条には、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられています。

近年、教員の大量退職・大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において自然に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難となるなど、教員を巡る環境が大きく変化しています。また、グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化する中であって、それらを踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、学習指導要領等の趣旨を実現するための教員の資質能力の向上に向けた環境を整えることが不可欠です。こうした状況を踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を受け、教育公務員特例法が平成29年4月に一部改正され、指標と研修計画の策定が義務付けられたところ です。

京都府においては、平成30年3月に「求められる京都府の教員像」の見直しを図り、新たに「京都府の教員に必要な5つの力」を掲げるとともに、教育公務員特例法第22条の3に基づき、教員等がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確にするため、職種や経験年数に応じた観点別の「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を策定しました。

本書は教育公務員特例法第22条の4に基づく研修計画として、教職員の資質能力の更なる向上と京都府の教育課題の解決等に資することを目的に、「求められる京都府の教員像」「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」と、それらを踏まえ京都府総合教育センターが実施する研修講座の概要等を掲載しています。

各学校等における教職員の研修計画作成等の際には、本書の内容を十分に踏まえ積極的な活用が図られるよう努めてください。